

拠点型タクシー移動支援事業の実証運行に関する実施要綱

（目的）

第1条 市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦等（以下この条において「高齢者等」という。）に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することで、高齢者等が抵抗なく自由に外出できる活発な日常生活を過ごせるよう、移動についての支援をすることを目的とする。

2 本事業は、持続可能な公共交通をめざすべく、既存の民間タクシー事業者と連携し、新たな公共交通体系を検討するための事業であり、この実証運行を通じて、事業化の実現性も含めた効果検証を図ることを目的とする。

（事業の種類）

第2条 この協定書において「タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者（以下「事業者」という。）が運行する車両をいう。

（事業計画）

第3条 事業の運行区域は、四條畷市域内の西部地域及び逢阪地区とする。（以下「事業区域」という。）

2 前項の西部地域とは、南野・塚脇・米崎・楠公・雁屋・江瀬美・北出・二丁通・薮屋・中野・清滝・岡山・砂・美田の地名がつく各町を示す。

3 運行時刻は、午前8時30分から午後5時30分までに乗車した利用者が下車するまでの間とする。

4 使用車両については、タクシー事業者が所有するセダン型タクシー等とし、有償運行を実施するための営業車両（緑ナンバー）であることかつ、乗客定員は4名以上であること。

（事業対象者）

第4条 本事業の対象者（以下「利用者」とする。）は、事業区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）75歳以上の者

（2）65歳以上の運転免許返納者

（3）妊産婦（妊娠中の者及び出産後1年以内の者）

（4）障がいのある者（ただし、他のサービスを利用できる者は対象外）

2 四條畷市は、前項に該当する利用者から様式第1号による申請にもとづき審査し、

その結果、適当であると認めたものに対して、様式第2号による、おでかけサポートタクシー会員証（以下「会員証」という。）を発行するものとする。

- 3 四條畷市は、前項により知り得た情報のうち、運行に必要な事項については、タクシー事業者に情報提供を行うものとする。
- 4 タクシー事業者は、前項により取得した情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にもとづき、適正に管理するものとする。
- 5 会員証の発行を受けた利用者であっても、会員証の発行を受けていない者と同乗する場合は、本事業の対象外となる。ただし未就学児の同乗者については、この規定は適用しない。

（運行方法）

第5条 本事業の運行経路は、利用者の自宅と四條畷市が定めた拠点1又は、拠点2との往復のみとする。なお、拠点1及び拠点2については次の各号に定めるものとする。

- （1）四條畷市役所及び市民総合センターを拠点1とする。
 - （2）利用者の自宅が、国道163号以北である場合は、JR忍ヶ丘駅のみを拠点2とする。
 - （3）利用者の自宅が、国道163号以南である場合は、JR四條畷駅のみを拠点2とする。
 - （4）利用者の自宅が逢阪地区の場合は、JR忍ヶ丘駅並びにJR四條畷駅の両方を拠点2とする。
- 2 利用者が乗車時に会員証を提示し、タクシー事業者がこの要綱の適用を受ける対象者として確認したときに、利用者を乗車させることができるものとする。
 - 3 タクシー事業者は、運輸局に認められている迎車料金、初乗り料金、加算料金等により算出した乗車運賃（以下「運賃」という。）を売り上げとする。
 - 4 前項により算出された運賃の支払いについては、第6条に定める利用料金を利用者から降車時に収受し、当該運賃の残額については、タクシー事業者が四條畷市に請求するものとする。

（利用料金）

第6条 前条に定めた利用者から収受する利用料金は、別表1に定めるものとする。

- 2 身体障がい者手帳等の提示による障がい者割引、または運転経歴証明書の提示による運転免許証返納割引については、運賃から割引するものとし、利用者から収受する利用料金は変動しないものとする。
- 3 利用者同士が同乗する場合においては、それぞれの利用者から別表1に定めた利用料金を収受するものとする。

(運行負担金)

第7条 第5条第4項による運賃の残額については、タクシー事業者が四條畷市に運行負担金として月単位で請求し、四條畷市はタクシー事業者に支払うものとする。

2 前項の支払いを請求する場合は、タクシー事業者が運行月の翌月10日までに収支表を添えて四條畷市に請求し、四條畷市は、適正な請求書類を確認した場合に、その月末までにタクシー事業者の指定する金融機関に運行負担金を振り込まなければならない。

3 タクシー事業者は、第1項の負担金を請求するときは、日単位の予約受付簿、利用者数、利用した車両及び運転手、利用区間を記載した運行日報を作成し、運行実績報告書として四條畷市に提出すること。

(任意保険の加入)

第8条 タクシー事業者は、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入すること。

(管理体制)

第9条 タクシー事業者は、車両の適正な維持管理や乗務員の勤務管理並びに安全運行に関する指導、教育など、運行に支障がでないように、事故の未然防止に最大限努めるものとする。

2 タクシー事業者は、業務を円滑に遂行するため責任者を配置し、逐次、四條畷市と連絡調整を行わなければならない。

(予約受付)

第10条 予約方法については、電話による予約のみとし、タクシー事業者が対応するものとする。

2 予約を受け付ける時間帯については、利用する日の午前8時から午後5時までとし、当日配車のみとする。

(事故対応及び損害賠償)

第11条 タクシー事業者は、事故等が発生した場合は、安全確保を最優先し、適切な対応を図るとともに、速やかに四條畷市に報告すること。

2 タクシー事業者は、本業務の履行において、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、タクシー事業者の責任において全ての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

3 協定期間内に発生した当該業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、タクシ

一事業者が負うものとする。

(災害時等の対応)

第12条 異常気象などを含む災害時の運行休止などについては、その都度、四條畷市、タクシー事業者が協議の上、決定することとする。ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、タクシー事業者の判断において対応し、速やかに四條畷市に報告することとする。

(緊急対応)

第13条 タクシー事業者は、利用者側から本制度対象外の乗車を求められたときは、利用者に対して誠意をもって説明し、理解を求めるものとする。

2 タクシー事業者が、前項により説明を行ったものの、利用者から乗車拒否と認識される恐れがあるなど、事業者運営に支障をきたすと判断される場合には、緊急対応として乗車させることができるものとし、その内容を四條畷市に報告するとともに、第7条における負担金として、請求できるものとする。

3 四條畷市は、前項の報告を受けた場合、利用者に対して事業内容を再度説明するとともに、前項において四條畷市が支払った負担金を請求するものとする。

4 利用者が前項の請求に応じる場合は、利用者は、タクシー事業者に対して、第2項により四條畷市が支払った負担金を支払い、タクシー事業者は、四條畷市が第2項により支払った負担金について、四條畷市に戻入するものとする。

(会員証について)

第14条 次の各号に該当した場合、四條畷市が利用者に対して会員証の取り消しを行うことができる。

(1) 利用者が会員証を他人に貸与し、又は譲渡した場合。

(2) 第13条第4項の支払いがない場合。

(疑義等の決定)

第15条 本要綱の各条項に疑義が生じた場合又は、本協定書に定めのない事項については、四條畷市、タクシー事業者が協議のうえ決定するものとする。

2 タクシー事業者は、業務の遂行にあたり、事業目的を逸脱することなく、より効果、効率的である内容に変更したい場合には、四條畷市、タクシー事業者が合意の上、変更できるものとする。

(登録申請時の特例)

第16条 第4条第2項の規定にかかわらず、会員登録の申請については、電子申請

システムを利用する方法によることができる。

(その他)

第17条 タクシー事業者は、利用者に対して、あいさつや言葉使いに注意し、不快感を与えないこととし、業務遂行において誠実に対応するものとする。

2 タクシー事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応すること。

3 タクシー事業者は、本事業が実証運行であることを理解し、四條畷市が効果検証を行うために必要な情報については、タクシー事業者はできる限り協力して、情報収集に努めることとする。

(別表1)

		拠点1	拠点2
西部地域	自宅	350円	490円
逢阪地区	自宅	470円	650円

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

(路線バス廃止に伴う影響緩和措置)

1 令和6年10月の路線バスの一部路線廃止に伴い、市民への影響を緩和するため、令和7年2月1日から今後の交通施策が実施されるまでの実証運行の間、次の措置を実施する。

2 第3条第3項中『午前8時30分から午後5時30分まで』を『午前7時から午後8時まで』に読み替える。

3 第6条別表1中の拠点2に係る利用料金『490円』を『350円』に、『650円』を『470円』にそれぞれ読み替える。

4 第10条第2項中『午前8時から午後5時まで』を『午前6時30分から午後7時30分まで』に読み替える。

様式第1号（第4条・第16条関係）

おでかけサポートタクシー会員登録申請書

四條畷市長 宛

年 月 日

おでかけサポートタクシー会員証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

※太枠内ご記入ください。

No. _____

利 用 者	ふりがな	生年月日		
	氏 名	年 月 日 (歳)		
	住 所			
	電話番号	(固定)	(携帯)	
	区 分	☐ 75歳以上 ☐ 65歳以上の免許返納者 ☐ 妊産婦（妊娠中の方及び出産後1年以内の方） ☐ 障がいのある者（ただし、他のサービスを利用できる方は対象外）		※市処理欄 ・四條畷駅 ・忍ヶ丘駅

※次の事項をお読みいただき、同意された方のみ申請してください。

同 意 欄	(1) 記入いただいた内容は、おでかけサポートタクシー運行（主な内容：利用登録、受付、配車、運行）に関して利用します。また、必要な範囲で、おでかけサポートタクシーを運行する事業者に提供します。 (2) 記入いただいた内容は、個人の特定につながる情報を除いた上で、利用実態の分析等のために利用します。 上記事項に同意します。 氏名
-------------	---

※市処理欄（申請： 窓口 ・ オンライン）

決 裁	課 長			起 案	受 付 印
	上記のとおり登録し交付してよろしいか。	決裁日			

様式2号（第4条関係）

おでかけサポートタクシー会員証

駅

会員証番号 No.000

住所:

氏名 _____ **様**

有効期限:実証運行期間中

※この会員証を提示し、現金で
お支払い下さい。



四條畷市

**市の
印**

写真

ご利用のご案内

- ◆利用する時は、会員証を提示してください。
- ◆この会員証は、本人以外使用できません。他人に貸与したり譲渡しないでください。
- ◆〇〇タクシー 072-872-1234
- 〇〇タクシー 072-872-1234
- 〇〇タクシー 072-872-1234